

大和市告示第53号

大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱（平成19年大和市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び修理」を「、借受け又は修理（以下「購入等」という。）」に改める。

第2条第2号中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

第5条中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加える。

第7条第1項中「購入及び修理」を「購入等」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「支払い」を「支払」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第9条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条の規定による助成の決定を行わない。

別表中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。